

第5章 小・中学校教育

第1節 教育課程

1 教育課程説明会

(1) 小・中学校の部（平成21年度愛知県小中学校学習指導要領講習会）

ア 目的

小・中学校学習指導要領について、その趣旨及び移行措置の説明を行い、小中学校に学習指導要領の周知を図ることを目的とする。

イ 主催

県教育委員会

ウ 期 日

平成21年12月14日（月）、16日（水）、17日（木）

エ 会 場

蒲郡市民会館、江南市民文化会館

オ 参加者

2,267人（参加者2,102人、講師・司会者・運営委員165人）

2 学校訪問

(1) 目的

県内の幼稚園や小・中学校における教育の実態や「学校教育について」（愛知県教育委員会ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/00000014332.html>）の具体化の実情を把握し、教育行政の参考に資する。

(2) 留意点

ア 幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた取組について

- 教育課程の基本方針に基づく教育活動の取組状況
- 幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた保育・授業改善の取組状況

イ 幼稚園、小・中学校における生徒指導及び不適応の状況について

- 生命を尊重し、社会のルールを大切にす心の育成の取組状況
- 「いじめ・不登校対策委員会」の機能の状況
- 生徒指導上の問題点とその対応状況
- 不登校児童生徒に対する指導と対応
- 幼稚園・学校不適応の状況と問題点

(3) 方法

ア 訪問校の校種、担当者、地域及び実施時期は「幼稚園及び小・中学校訪問予定」を基本とする。

イ 訪問の日程については、原則として次の項目を含めるように配慮する。

- 授業参観は、幼稚園・学校の規模や実情に応じて無理のないよう配慮し、1～2時間程度設けること。
- 各教育事務所、各市町村教育委員会の学校訪問計画に合わせた形で進めること。

(4) 訪問校

幼稚園 2園、 小学校 8校、 中学校 7校、 計 17校（園）

3 研究委嘱校・協力校

(1)趣旨

学校教育の質的向上を図るため、解決を迫られている問題を中心に研究主題を定め、学校を指定してその研究を委嘱し、成果を県内の学校教育に反映させ、もってその充実に資する。

(2)研究委嘱校・協力校

研究領域	期間(年度)	学校名等	研究主題等	指定	
教育課程	21～22	半田市立亀崎幼稚園	「感じて、試して、伝えあって」—思考力の芽生えにつながる幼児の姿を探る—	県	
	21～22	蒲郡市立大塚小	共に学び合い、豊かな心を育む—自分の思いを伝え合い、学び合う子の育成—		
	21～22	江南市立古知野中	確かな考えをもち、互いに深め合うことができる生徒の育成—言語活動を軸とした学びの工夫—		
義務教育問題(情報モラル)	21	蟹江町立蟹江中 豊田市立梅坪小 東海市富木島小 扶桑町立扶桑中 碧南市立新川中	学校と家庭でともに進める情報モラル教育の在り方	県	
豊かな体験活動推進事業	農山漁村における生活体験推進校	21	稲沢市立国分小 瀬戸市立道泉小 豊田市立矢並小 豊川市(小坂井町)立小坂井小	地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、活動を受け入れる農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を行うなど、長期(1週間程度)にわたる宿泊を伴う体験活動を実施する。	文科省
学力向上実践研究推進事業	20～22	小中4校	「確かな学力をもつ児童の育成」など	文科省	
道徳教育実践研究事業	20～21	春日井市立高座小 蒲郡市立大塚中	学習指導要領の趣旨並びに子ども達や学校・家庭・地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進する。	文科省	
コミュニティ・スクール推進事業	21～22	犬山市立犬山西小 豊田市立四郷小 美浜町立野間中	地域住民の意向を反映するための方法・地域住民等との連携のあり方、外部人材の活用など、コミュニティ・スクールの取組に関する調査研究を行っている。	文科省	
	21	一宮市(小10・中7校) 幡豆町(小1校)			
地域とはぐくむモラル向上事業	19～21	一宮市立今伊勢西小 津島市立神島田小 知立市立八ッ田小 新城市立鳳来中 豊山町立豊山中 刈谷市立朝日中	学校が「豊かな心」を育む場となり、児童・生徒・家庭・地域がそれぞれ心を育てる活動ができるよう、家庭・地域のとの連携による体験活動を生かした道徳活動を進める	県	
地域にはたらきかける学校づくり推進事業	21	3園 小12校 中6校	家庭や地域社会の願いを取り込みながら独自の豊かな活動を創造し、地域に貢献したり地域の要望に応えたりする活動を通して、地域の人々とのかかわりを深め、地域の絆づくりに努める。	県	
生徒指導総合連携推進事業	20～21	尾張旭市	市町村を単位とした「生徒指導総合連携推進地域」を指定し、地域が一体となって、生徒指導上の諸問題に係る調査研究を行う。	文科省	
問題を抱える子ども等の自立支援事業	21～22	義務教育課 稲沢市・新城市 西尾市・蟹江市 岩倉市 北名古屋市 高等学校教育課	不登校・暴力行為・いじめ等について、未然防止・早期発見・早期対応につながる効果的な支援・対応についての調査・研究を行う	文科省	
人権教育	20～21	豊川市立平尾小	ちがいを受け入れ、共に支え合おうとする心の育成	文科省	
	20～21	一宮市立西成東部中	思いやりの心を持ち、主体的に生きる生徒の育成	県	
	21～22	愛西市立永和小	こころ豊かな生活を築こうとする児童の育成	文科省	

研究領域	期間 (年度)	学校名等	研究主題等	指定
人権教育総合推進地域	19～21	知多市 (小2・中1校)	自他を尊重し、認め合い、高め合う仲間づくりを目指して	文科省
人権教育推進事業	20～21	2町 5市	「豊かな人権感覚を身に付け、自他を大切にできる児童生徒の育成」など	県
金銭教育研究校	20～21	一宮市立奥小	学校・家庭・地域社会が連携し、自立して生きようとする子の育成	県
学校体育	21～22	安城市立梨の里小	運動大好き！たくましい梨っ子の育成 一わかる、できる、かかわる 体育学習を通して	県
特別支援教育課程研究	21～22	高浜市立翼小	より確かな広がりをもつ特別支援教育を求めてーコーディネータの役割 学級間、学校間の交流授業をとおしてー	県
「絆づくり」プログラム開発事業	20～21	江南市立藤里小 愛西市立勝幡小 豊田市立飯野小 新城市立千郷小	不登校の未然防止に向けた「自己有用感を高める絆づくり」プログラムの開発	県
帰国・外国人児童生徒受入促進事業	21	豊田市 西尾市 岡崎市	増加している外国人児童生徒が公立小中学校で適応できるように受け入れ態勢の研究促進をする。	文科省
授業名人活用推進事業	21	小6校 中4校	指導実績のある教員経験者等の「授業名人」を活用して、教員の授業力の向上と子どもたちの学習意欲の喚起を図る。	県
学習チューター派遣事業	21	小5校 中5校 発達障害児支援 小中10校	教員志望の学生を「学習チューター」として活用し、授業中における個別指導・支援を行い、子どもたちに基礎学力の定着を図るとともに、学生自身の将来教員としての資質向上につなげる。	県
学校図書館の活性化推進総合事業	21	吉良町	「学び方を学ぶ場としての学校図書館機能強化プロジェクト」の推進を通して、学校図書館の活用方策に関する実践的な調査研究を行う。	文科省
理科支援員等配置事業	21	小70校	理科が得意な人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援や、先端科学技術に関する実験等の演示・体験活動などを行うことにより、小学校理科教育の活性化及び一層の充実を図るとともに、小学校教員の理科指導力の向上を図る。	JST
サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト	21	犬山市立犬山中 刈谷市立富士松北小 半田市立雁宿小	学校、教育委員会等管理機関と、大学・科学館等との連携により、児童生徒の科学技術、理科・数学に対する興味・関心と知的探究心等を育成する。	JST
学校評価の充実・改善のための実践研究事業	21	豊明市 一色町	学校評価ガイドラインにもとづく自己評価、学校関係者評価や情報提供に係る実践研究を行う。	文科省
外国語活動における教材の効果的な活用及び評価の在り方に関する実践研究事業	21	稲沢市立祖父江小 あま市立伊福小 安城市立里町小 安城市立桜林小	外国語活動の全面実施に向け、文科省が配布した「英語ノート」等の効果的な活用方法と指導法や評価の在り方の研究をする。	文科省
教育情報化総合支援モデル事業	20～22	半田市	教育委員会、学校現場、大学、ボランティア、民間業者が緊密に連携した「教育ワンストップサポート体制」の研究	文科省

4 義務教育問題研究協議会

本県の義務教育に関する諸問題について研究協議するため、昭和48年12月に義務教育問題研究協議会を設置し、2年毎に提言をまとめている。平成21年度は次のように開催した。

- 協議会委員 17人
- 協議会開催回数 本会議 2回
- 研究協議題 学校と家庭でともに進める情報モラル教育の在り方
- 児童生徒に対して行った情報モラルに関する実態調査をもとに、今後の在り方について協議し、報告書としてまとめた。
- 専門部会委員 14人
- 専門部会開催回数 4回

第2節 教科用図書の採択

1 小・中学校用教科用図書の採択

(1) 愛知県教科用図書選定審議会の設置

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、愛知県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例並びに、愛知県教科用図書選定審議会規則を定めている。

これらの法律、条例、規則に基づき発令された愛知県教科用図書選定審議会委員20人は、以下の審議事項について慎重に審議を行い、その結果を県教育委員会に答申した。

ア 審議事項

愛知県教科用図書選定審議会は、県教育委員会の諮問機関であり、教科用図書採択に関して、県教育委員会の行う指導・助言・援助の内容や方法など下記重要事項を建議する。

(ア) 市町村教育委員会の採択基準について

(イ) 市町村教育委員会が協議して行う採択方法について

イ 平成21年度答申

平成22年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準

(2) 採択指導方法

平成21年5月21日付け通知文等で、各教育事務所長、市町村教育委員会教育長、国立・私立の小・中学校長、県立特別支援学校長あてに採択についての基準・方法、公正確保・教科書展示期間を通知し、趣旨の徹底を図った。

ア 平成22年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

(ア) 基本的な方針

a 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（以下「無償措置法」という。）の規定に基づいて実施すること。

b 教科書の選定及び採択に当たっては、公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。

c 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。ただし、名古屋市を除く。）においては「採択地区協議会」を設けること。

d 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。

- e 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- f 採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の選定に基づいて所管の学校において使用すべき教科書を種目ごとに一種採択すること。
- g 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

(イ)採択にあたって準拠すべき事項

- a 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに平成 21 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- b 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程にもっとも適する教科書を採択すること。
- c 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに平成 21 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。なお、この場合、下記 e の県立特別支援小学部に準じて採択することが望ましい。
- d 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合を除き、市町村教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。
学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、下記 f の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。
- e 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
県教育委員会は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成 21 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成 22 年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。
- f 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について
県教育委員会は、学校教育法附則第 9 条による教科書を採択する場合を除き、県教育委員会が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。
学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成 22 年度使用一般図書選定資料」に掲載され

ている図書の中から選定すること。

g 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに平成21年度使用教科書と同一のものを採択すること。

h 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程にもっとも適する教科書を採択すること。

イ 教科用図書採択の公正確保について

教科用図書採択の適正な実施を期するため、かりそめにも宣伝行為に影響されることなく、公正な採択を行うよう格別の留意をすること。

ウ 教科書展示会について

愛知県における教科書展示会の期間は、平成21年6月11日から同7月5日までとした。

第3節 教員の研修

1 初任者研修

(1) 趣旨

ア 新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

イ 平成2年度から、公立小・中学校の全新任教員を対象に初任者研修の本格実施を行っている。

ウ 初任者研修において新任教員は、1年間、授業を担当しながら、校内において指導教員等の指導を受けるとともに、校外において県総合教育センター等における研修を受ける。

また、校外における研修の一環として宿泊研修を受ける。

(2) 対象学校数・対象教員数

ア 公立小学校 (指定都市を除く)

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1人配置校	290	290
2人配置校	188	376
3人配置校	5	15
4人配置校	4	16
計	487	697

イ 公立中学校

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1人配置校	115	115
2人配置校	79	158
3人配置校	24	72
4人配置校	10	40
計	228	385

(3) 研修内容・方法

ア 研修領域

①基礎的素養②学級経営③教科指導④道徳⑤特別活動⑥総合的な学習の時間⑦生徒指導

イ 研修日数・時間数

(ア) 校内研修 150 時間

(イ) 校外研修 24 日

2 教職経験者研修（小・中学校）

(1) 目的

教職経験 5 年及び 10 年経過の全教員を対象に教育の今日的課題に対応し得る内容について研修し、経験に即した体系的な研修の一環として、教員の資質の向上を図る。

(2) 主催

県教育委員会、県総合教育センター

(3) 参加者

小・中学校教職経験 5 年及び 10 年経過の教員（指定都市・中核市を除く）

5 年経験者	小学校	中学校	10 年経験者	小学校	中学校
	259 人	221 人		94 人	82 人

3 愛知県道徳教育講座

(1) 趣旨

道徳の時間や人権教育の充実などについての講義や研究協議を行い、地域の指導者を養成する。

(2) 内容

講義、研究協議

(3) 期日・会場

平成 21 年 10 月 6 日（火） 県総合教育センター

(4) 参加者

公立幼稚園・小・中学校教諭（道徳教育主任等）

計 100 人（10/6）

4 グループ研究及び個人研究小・中学校

(1) 趣旨

教職員が積極的に研修に努める機運を盛り上げるために、研究グループに対して特定項目の研究を委嘱する。

(2) 委嘱校

（単位：校）

区分	教育課程	環境教育	学校体育	健康安全	特殊教育	計
校数	3	0	1	3	3	10

5 現職教員の留学・派遣制度

公立小・中学校教育の振興と教員の資質向上を図るため、次のような長期研修派遣制度を設けて実施している。平成 21 年度の実施状況は次のとおりである。

(1) 兵庫教育大学大学院

平成 20～21 年度			
学校教育研究科	学校教育学専攻	教育コミュニケーションコース	1 人
	教科・領域教育学専攻	自然系コース	1 人
平成 21～22 年度			
学校教育研究科	教育実践高度化専攻	授業実践リーダーコース	1 人
	学校教育学専攻	学校心理学コース	1 人
	教科・領域教育学専攻	自然系コース	1 人

(2) 上越教育大学大学院

平成 20～21 年度			
学校教育研究科	学校教育専攻	学習臨床コース	1 人
	教科・領域教育専攻	言語系コース	1 人
平成 21～22 年度			
学校教育研究科	学校教育専攻	学校臨床研究コース	1 人
	教育実践高度化専攻	教育実践リーダーコース	1 人

(3) 鳴門教育大学大学院

平成 21～22 年度			
学校教育研究科	高度学校教育実践専攻	学校臨床実践コース	1 人

(4) 愛知教育大学大学院

平成 20～21 年度			
学校教育研究科	芸術教育専攻	音楽科教育学領域	1 人
	国語教育専攻	国語科教育学領域	1 人
	数学教育専攻	数学科教育学領域	1 人
平成 21～22 年度			
学校教育研究科	保健体育専攻	保健体育科教育学領域	2 人
	理科教育専攻	理科教育学領域	1 人

(5) 愛知教育大学教職大学院

平成 20～21 年度			
教育実践研究科	教職実践専攻 教職実践応用領域	学級づくり履修モデル	4 人
		学校づくり履修モデル	8 人
		授業づくり履修モデル	3 人
平成 21 年～22 年度			
教育実践研究科	教職実践専攻 教職実践応用領域	学級づくり履修モデル	3 人
		学校づくり履修モデル	5 人
		授業づくり履修モデル	7 人

第 4 節 道徳教育・生徒指導

1 道徳教育

(1) 愛知県道徳教育講座

小・中学校の道徳教育の充実徹底のための講習会は、平成 21 年度をもって 45 年目を迎えた。平成 21 年度は、10 月 26 日に愛知県道徳教育講座を開催した。新学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の推進について、講義や演習により、実践に基づいた研究協議を行った。

(2) 道徳教育実践研究事業

文部科学省の研究委嘱を受けた学校は、次のとおりである。小学校及び中学校における道徳教育の充実振興に資するため、道徳教育推進校として指定された。掲げられた研究主題について、研究成果を発表した。

研 究 主 題	研究期間（年度）	学校名
じぶんを見つめ、なかまと響きあう「高座っ子」の育成 —かかわりあう場を大切にしたい道徳教育を通して—	20～21	春日井市立高座小学校
理想に燃えて滲刺と自分の未来を切り拓く生徒の育成 —自立した社会人としての資質・能力を育くむキャリア教育の要としての道徳教育—	20～21	蒲郡市立大塚中学校

(3) 地域とはぐくむモラル向上事業

県の事業として、平成 19 年度より、「地域とはぐくむモラル向上事業」を進めている。(ア) 地域ぐるみで体験活動や道徳教育を考える「モラル委員会」の設置、(イ) 地域の人々や祖父母・保護者等への道徳の授業の公開、(ウ) 地域の人々と考える対話集会の実施等を一連の内容として下記のように県内 6 の小中学校を委託校とし、研究を推進した。

平成 21 年度 「地域とはぐくむモラル向上事業」委託校

一宮市立今伊勢西小学校	知立市立ハツ田小学校	津島市立神島田小学校
刈谷市立朝日中学校	豊山町立豊山中学校	新城市立鳳来中学校

2 生徒指導

生徒指導は非行対策にとどまらず、児童生徒の健全な育成を目指す教育活動である。児童生徒の現状をみると、学習面やその他の生活場面にいろいろな悩みや不安を抱き、学校・学級に不適應を示すものも少なくない。これらの悩みに対し自己指導の能力を身につけ、あらゆる困難に耐え、現状及び将来の生活への適応能力及び正しい判断力と規律を守り、責任を重んずる態度を育成することは、生徒指導の当面する重要な課題である。これらの目的達成のため、平成 21 年度に行った事業は次のとおりである。

(1) 愛知県生徒指導推進協議会

ア 協議内容

不登校の未然防止のために、自己有用感を高める「絆づくり」のあり方を協議する。

イ 構成員

学識経験者・一般有識者、地域代表者、P T A 関係者、小中学校関係者、市町村関係者、県関係者の 16 人で構成。

ウ 取組の重点事項

- ・「自己有用感を高める絆づくりプログラム」について協議
- ・「絆づくり」に向けた小学校の取組について、自己有用感アンケートによる検証・協議

(2)いじめ・不登校相談窓口の設置

ア 目的

児童生徒や保護者、教師向けのいじめ・不登校相談窓口を教育事務所に設置し、いじめ・不登校の早期発見、早期解決を図る。

イ 相談窓口の設置

5 教育事務所 1 支所に着信専用電話を設置し、番号も各局共通の 0900 番を設け、各電話配置教育事務所に相談員を置き、いつでも相談に応じられるようにしている。

尾張教育事務所	052-961-0900	西三河教育事務所	0564-27-0900
海部教育事務所	0567-24-0900	東三河教育事務所	0532-55-0900
知多教育事務所	0569-21-0900	新城設楽支所	0536-24-0900

ウ 相談受付時間

月曜日～金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで。

(3)スクールカウンセラー設置事業

ア 趣旨

いじめや不登校等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を、学校へ派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員、保護者への助言等を行うことにより、問題解決に資するものとする。

イ 事業内容

(ア)スクールカウンセラーの業務

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の業務を行う。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

(イ)配置校における活用調査研究

配置校においては、スクールカウンセラーを生徒指導に関する校内組織等に適切に位置づけるよう工夫するとともに、各学校の実情に応じて定めたテーマに基づいて、スクールカウンセラーの活用・効果等に係る実践的な研究を行うものとする。

(ウ)配置校数（平成 21 年度）

配置校数 394 校（小学校 70 校 中学校 303 校 高等学校 21 校）

(4)不登校対策実践研究事業（問題を抱える子ども等の自立支援事業）

ア 趣旨

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退への対応といった、学校が抱える課題について未然防止、早期発見、早期対応につながるような効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関等とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方について実践的な調査研究実践を目的とする。

イ 委託先

①稲沢市 ②新城市 ③西尾市 ④蟹江町 ⑤岩倉市 ⑥北名古屋市 ⑦一宮市
⑧津島市 ⑨豊田市 ⑩蒲郡市

ウ 委託期間

平成 21 年度

(5)生徒指導総合連携推進事業

ア 趣旨

近年、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行など児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、各地域が直面している問題行動等の状況も多様なものとなっている。

そのため、地域の構成員である家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が一体となって、このような多様な問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向け、地域のネットワークづくりを踏まえた実践的な取組を行う。

イ 委嘱先

尾張旭市

ウ 委嘱期間

平成 20 年度～21 年度

エ 事業の内容

- ・学校、家庭、地域住民、企業、民間団体、関係機関との連携・協力による問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向けた横断的な取組など地域におけるネットワークづくり
- ・地域における生徒指導上の諸問題の実態や健全育成の在り方についての基礎的な調査、分析及び効果的な対応策の確立
- ・いじめ、暴力行為、不登校、少年非行に対する有効な指導の在り方など、課題とする問題についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・地域における体験活動の機会の充実や相談体制の充実など、課題とする方策についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・幼稚園・小学校間、小学校・中学校間、中学校・高等学校間の生徒指導面等での連携についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・その他、有効な指導方法等の在り方についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組

第5節 進路指導

1 平成21年度進路指導の重点

- (1)進路指導体制を確立し、機能を十分発揮する。
- (2)ガイダンスの機能を充実する。
- (3)進路相談を一層充実する。
- (4)進路指導のための条件整備を進める。
- (5)教師の力量を高める研修を充実する。

2 平成21年度の事業

中学校進路指導担当教員研修（県総合教育センター職務研修）

(1)ねらい

進路指導に関する諸問題について情報交換・研究協議を行い、中学校における進路指導の一層の充実を目指す。

(2)期日・会場・参加者

期日	会場	参加者
21.12.1～1.22	各学校（eラーニング）	全中学校進路指導主事等 236人
21.8.10	県総合教育センター	新任中学校進路指導主事 82人

3 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

平成21年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験は、11月4日（水）全国一斉に実施された。試験科目は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科で、平成21年度の受験状況は次のとおりであった。

（単位：人）

区分	受験者	合格者
全国	88	71(17)
愛知県	6	4(2)

（ ）内は科目合格者数の外数

第6節 へき地・複式教育

1 へき地教育

県内の文化的、経済的、交通条件に恵まれない山間地、離島、その他の地域にある小・中学校について、教育の機会均等の精神に基づき、その内容の充実と振興を図る。

2 地域別・級地別学校数

名古屋市を除く県内の公立小・中学校総数に比して、へき地校の割合は、小学校約 6.9%、中学校約 4.3%で、北設楽郡、豊田市、新城市、岡崎市を中心として、山間や離島に散在している。

複式学級を有する学校も、これに伴って存在し、人口の過疎化が進みつつあり、増加の傾向にある。県内の実態は次のとおりである。

へき地級別・地区別小・中学校数一覧 (単位:校)(21.5.1現在)

級別	教事	海 部		知 多		西 三 河		豊田加茂		新城設楽		設楽支所		合 計
	小中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
附 則						1		1		3		1		6
準						1		5			1	3	1	11
1 級		1(1)		2	2	6	1	14	4	4		5	3	42(1)
2 級						1		1				1	1	4
3 級														0
4 級														0
計		1(1)		2	2	9	1	21	4	7	1	10	5	63(1)
合 計		1(1)		4		10		25		8		15		63(1)

※ () 内は分校・内数

3 へき地・複式教育の推進

(1)へき地・複式教育研究協議会

期 日	会 場 (所管事務所)	研究主題
21. 6. 9 (火)	岡崎市立夏山小学校 (西三河教育事務所)	共に学び、共に生きる子どもの育成
21.10.28 (水)	豊根村立富山小中学校 (東三河教育事務所新城設楽支所)	確かな学力を身に付けた児童生徒の育成 —9年間の学びを通じた少人数学級の指導—

(2)へき地教育指導者研究協議会

期 日	会 場
22. 1.15 (金)	西三河教育事務所

4 へき地・複式教育の振興

(1)へき地小規模校集合学習

へき地小規模校や極小規模人数の複式学級の教育効果を向上・充実させるため、地域ごとに、また、地域の枠を超えて集合学習を実施した。

実施市町村 岡崎市、豊田市、設楽町、豊根村、新城市

(2)へき地発児童生徒ふるさと交流活動

ア 郷土の伝統芸能や文化を学んだり、地域の産業に関する職場見学や体験をしたりすることにより、ふるさとの伝統文化や産業により深い関心を抱かせ、ふるさとへの愛情と誇りをはぐくむ。

イ 「なま」の芸術・文化に触れたり、芸術・文化活動に触れたり参加したりすることによって、豊かな創造性や情操を培う。

ウ 都市の学校との交流活動・訪問活動や、都市での生活の体験活動を通して、都市生活にかかわる学習・体験の充実を図る。

実施市町村 岡崎市、一色町、豊田市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市、南知多町